

公園朝市 出店者募集要項

- 目的 「地域を元気に」をモットーに、地域の輪が広がり、生産者も消費者も、みんながお得な朝市開催を目指します。
- 開催日時 日曜日（月1回） 午前8時00分から午前12時00分まで
（搬入：7時00分～7時50分 搬出：12時00分～12時50分まで）
- 開催場所 古河総合公園（奇数月に開催）、古河市ネーブルパーク（偶数月に開催）
- 販売品目 農水産物、加工食品、苗木・切花、手工芸品、特産品等
※会場内で調理する食品は、保健所で営業許可を受けること。
会場内で調理しない食品は、当該食品を製造できる許可施設で製造され、法に定める表示基準を満たした包装済みのもの、適正な保存温度で保管すること（イベント等における食品提供施設開設届を保健所に提出すること）
- 出店料 1,000円／1区画（3,000mm×3,000mm） ※当日集金します
- 登録料 2,000円／初回登録時に徴収します。返金はいたしません。
- 出店条件 出店者募集要項に賛同し、協働で朝市を盛り上げてくれる方で、出店者登録申請書を提出し、出店許可を受けた方
- その他
 - ①出店希望者は、開催日2週間前までに出店許可を得ること
 - ②出店配置は、主催者により決定します。
 - ③出店する店頭には、出店者名を表示すること
 - ④区画からはみ出での営業や備品の設置は禁止します。
 - ⑤水道設備の占有は禁止します。
 - ⑥出店において発生したゴミ、材料等は、出店者が持ち帰ること
 - ⑦飲食関係の出店は保健所の指導・許可を出店者が受けること
 - ⑧火気を使用する場合は、必ず消火器を持参すること
 - ⑨出店に必要な備品等は、出店者がすべて用意すること
 - ⑩出店者は販売行為に関わる各種法令を遵守すること
 - ⑪名義貸しや店舗の又貸し行為は禁止します。
 - ⑫出店に関する事故や販売におけるトラブル等について、主催者は一切の責任を負いかねます。商品に対しての賠償責任保険に加入するなど、出店者ごとに対応すること
 - ⑬イベントは雨天（小雨）決行とします。
荒天が見込まれる場合には、事前に開催（2日前）中止いたします。
急な荒天等やむを得ない事情により開催当日に中止とする場合や時間短縮する場合があります。その場合の出店料返金や商品等の補償は行いません。
ただし、事前連絡のあった出店キャンセルは、出店料はいただきません。
 - ⑭主催者が決めた措置や判断を遵守し指示に従うこと
- 申込方法 出店希望者は、出店者登録申請書を下記申込先まで提出してください。
（FAX、メールいずれも可）

（一財）古河市地域振興公社 総務課 〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 620
TEL:0280-92-7748 FAX:0280-92-8844 メール:soumu@koga-kousya.or.jp